

米ハワイ州がネットメーターリングを廃止、 他州でも見直しが加速か¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

10 月半ば、米ハワイ州は太陽光発電設備に対するネットメーターリング（余剰電力買取制度）²の新規申請を打ち切る決定を下した。今回のハワイの決定は、米国の多くの州で起きているネットメーターリング制度見直しの動きを加速させるきっかけとなりそうだ。

発電電力によって消費電力を相殺し、超過分をクレジットとして受け取るネットメーターリング（以降、NM と表記）は、米国の家庭にソーラーパネルの普及を促す原動力となってきた。現在、全米 50 州のうち 43 州とワシントン DC が NM を実施している。しかし、近年、NM の運用に伴う費用の負担増や収益性の低下に直面する電力会社から、制度の廃止や縮小を求める声が高まってきた³。ローレンス・バークレー国立研究所のケーススタディでは、NM を利用する顧客の割合がゼロから 2.5% に増えると電力会社の収益は 5.5% 減り、10% では 20.2% 減少するという⁴。

NM では多くの場合、州法や州の公益事業委員会が定める規則によって導入量の上限が決められており、電力会社が NM の縮小・廃止を求める主な根拠となっている。米国立再生可能エネルギー研究所（NREL）が昨年 9 月に発表したレポート⁵によると、2017 年までにカリフォルニア、ネバダ、デラウェア、ニューヨークの 4 州が上限に達する見通しである。また、マサチューセッツやバーモントの一部の電力会社では、すでに上限を超過した。上限に達した時点で電力会社の電力購入義務はなくなるが、一部の電力会社は余剰電力を小売価格で買い取る NM 制度に代わって、卸価格での全量固定買取制度を導入するなどの代替案を示している。

¹ 本稿は平成 27 年度経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外における再生可能エネルギー政策等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュース等を基にして作成した解説記事です。

² 住宅の屋根などに太陽光発電設備を設置した顧客が、その発電量によって電力消費量を相殺し、余剰発電量はクレジットとして次の月に繰り越すことによって、電力料金を節減できるシステム。基本的には 1kWh の発電量に対して 1kWh の消費量を相殺する。つまり発電量が消費量を上回った場合には、電力消費者の電力購入単価と同じ価格で、電力会社が買い取ることになる。

³ また、NM はソーラー設備を持たないために制度の恩恵を受けられない一般消費者に費用を転嫁するものであり、不公平だという議論もあり、再エネ拡大に批判的な保守系団体などが制度の廃止を求める根拠となっている。

⁴ 以下のソースを参照：

[https://emp.lbl.gov/sites/all/files/LBNL%20PV%20Business%20Models%20Report_no%20report%20number%20\(Sept%2025%20revision\).pdf](https://emp.lbl.gov/sites/all/files/LBNL%20PV%20Business%20Models%20Report_no%20report%20number%20(Sept%2025%20revision).pdf)

⁵ <http://www.nrel.gov/docs/fy14osti/61858.pdf>

一方、電力会社の要求に反して、NM の現状維持を決めた州や導入量の上限を引き上げた州もある。前述のバーモント州は昨年 4 月、上限を 42MW から 156MW に引き上げた。最近では、ネバダ州が今年 8 月、州の長期エネルギー政策が確定するまで現行の NM を当面据え置くことを決定した。同じ時期に、コロラド州も同様の決定を行っている。また直近では、ニューヨーク州が 10 月半ば、同州が数年がかりで取り組むエネルギー・ビジョン改革 (REV) 計画が終了するまで現行の NM を維持する方針を決定した。ニューヨーク州では導入量が規定の上限に近付いているため、制度継続の決定は実質的に上限の引き上げを意味している。

2014 年第 4 四半期には、23 の州が NM 政策に何らかの見直しを行ったが、再エネ業界団体を中心に NM を擁護する意見も根強い。民主党のヒラリー・クリントン大統領候補は最近、NM への支持を表明し、制度の廃止を目指す電力会社の動きを批判した。NM のあり方やその存続をめぐる各州の議論は、今後一層活発になると予想される。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp